

総括表

令和2年6月1日現在における障害者の雇用状況

国の機関における在職状況

国の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	329,989.5 人 (328,132.5 人)	9,336.0 人 [7,807 人] (7,577.0 人)	2.83 % (2.31 %)	44 / 45 (27 / 44)	97.8 % (61.4 %)
行政機関	300,586.5 人 (299,324.5 人)	8,563.0 人 [7,223 人] (7,184.0 人)	2.85 % (2.40 %)	36 / 36 (22 / 35)	100.0 % (62.9 %)
立法機関	3,993.0 人 (3,688.0 人)	109.5 人 [83 人] (101.0 人)	2.74 % (2.74 %)	5 / 5 (5 / 5)	100.0 % (100.0 %)
司法機関	25,410.0 人 (25,120.0 人)	663.5 人 [501 人] (292.0 人)	2.61 % (1.16 %)	3 / 4 (0 / 4)	75.0 % (0.0 %)

注1 表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。

① 平成29年6月2日以降に採用された者であること

② 平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

3 []内は、実人員である。

4 ()内は、令和元年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

5 この集計は、令和2年8月7日時点の集計結果に基づき作成した。